

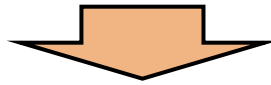
## 海外療養費の支給事務の流れ

海外で

海外の病院で受診する。  
海外の薬局で調剤を受ける。



一旦、かかった金額の全額を支払う。



その医療機関や薬局で、治療内容やかかった医療費等の証明書をもらう。

↳ 『診療内容明細書』、『領収明細書』等の書類  
※書類が外国語で作成されている場合は、申請者は日本語の翻訳文を添付することとなっている。



帰国後

帰国後、医療保険年金課の窓口へ申請する。  
※診療内容明細書＋領収明細書＋療養費支給申請書＋同意書＋パスポートの写しを提出。

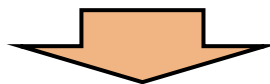


職員による聞き取り及び書類審査を行う。

民間調査会社へさらに詳細な調査を委託



東京都国民健康保険団体連合会による書類審査を行う。



新宿区から保険給付分が払い戻される。